平成２７年（フ）第１６号
神戸市灘区大石東町１丁目２番１―311号
債務者　山田　みよ
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０号
神戸市長田区若松町５丁目５番１―1202号
債務者　近藤　恭子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
長崎県長崎市樺島町１番８号　北尾ビル305号
債務者　浦　　辰夫
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
宮崎県日南市飫肥８丁目３番７号
債務者　崎田　冬美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
鹿児島県伊佐市大口金波田1002番地10
債務者　平藪　清秀
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
沖縄県那覇市金城５丁目７番地１　リトルグリーン205
債務者　阿佐　　実
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４号
沖縄県浦添市字港川359番地８
債務者　宮城　正幸
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１号
石川県能美市寺井町や42番地　ＹＴハイツ106号、従前の住所石川県能美市山口町ニ106番地　メゾンイーストⅢ203号
債務者　西　　弘政
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４９号
兵庫県たつの市神岡町大住寺318番地市営大源寺第２住宅402号、住民票上の住所兵庫県たつの市神岡町東觜崎58番地
債務者　松下　洋一
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第４号
徳島県徳島市末広４丁目９番42―17号
債務者　笠井　信子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
徳島県徳島市国府町井戸字天満13番地の12　アパッチ国府103号室、旧住所徳島県徳島市国府町観音寺85番地の１
債務者　佐藤　眞治
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９４号
沖縄県那覇市三原１丁目23番12―302号　豊アパート
債務者　大城加代子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１９３６号
愛知県瀬戸市本郷町１番地の１　瀬戸水野パーク・ホームズ1203
債務者　中尾美保子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６号
愛知県東海市名和町中前後８番地の２　パークサイドサンアーバンＡ棟302号
債務者　伊藤　　舞
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳222―15、申立時の住所熊本市西区花園７丁目２番22号　古閑アパート206号室
債務者　山口　直八
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１５９号
名古屋市南区赤坪町20番地　赤坪寮２号館２―１号
債務者　吉川　陽一
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部